

ご家庭での確認ポイント「我が家の耐震状況」、「地震保険の割引適用状況」
新耐震基準から40年、ご家庭の住宅の耐震性能を高め被害を軽減しましょう。

1978年宮城県沖地震を契機として1981年6月1日に新耐震基準が導入されてから40年が経過しました。

新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものです。

2016年熊本地震では最大震度7の地震が2回連続して発生し、1981年5月以前の旧耐震基準の住宅に加え、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された2000年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られました。

これらを踏まえ、国土交通省では、既存の木造住宅について、2000年以降のものについては耐震基準の有効性を確認する一方、2000年以前のものを中心に、リフォーム等の機会をとらえ、2000年に明確化した仕様に照らして接合部等の状況を確認することを推奨しています。

一方、地震保険では免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度を設けています。免震建築物や耐震等級3の場合には割引率が50%、耐震等級2の場合には30%となっています。耐震性能が高くなれば保険料の負担軽減につながります。

この機会にご自宅の耐震状況や地震保険の耐震性能に応じた割引適用状況について確認しましょう。

ご自宅の耐震状況についてはお住まいの各自治体の相談窓口へお問合せください。また、地震保険の耐震性能に応じた割引制度につきましてはご契約の損害保険会社、または損害保険代理店へお問合せください。

わたくしたちは、地震・噴火・津波の備えとしての地震保険が生活再建の力になることをお伝えすると同時に、ご家庭での地震防災・減災について呼びかけを行います。

地震災害から自分や家族の生命、財産を守りましょう。

ご参考

1. 耐震基準の区分

1981年5月以前	1981年6月以降	2000年6月以降
旧耐震基準	新耐震基準	2000年基準

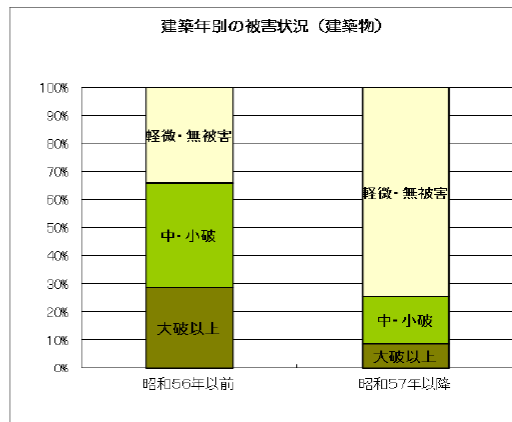
<阪神・淡路大震災 1995年1月17日の被害状況>

阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害

・阪神・淡路大震災における状況

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

※平成7年度版「警察白書」より(平成7年4月24日現在)警察庁調べ
 ※消防庁・阪神・淡路大震災について(確定報、平成18年5月19日)による死者数は6,434名、全壊住家数は約10万5千戸



(出典)平成7年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

- 死者数の大部分が建物等の倒壊が原因
- 現在の耐震基準を満たさない昭和56年以前の建物に被害が集中

・国土交通省 住宅の耐震化について 阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

<2000年基準で明確化された内容>

接合部の仕様の明確化(平成12年)

改正前

○ 木造建築物の接合部(継手又は仕口)は、存在応力を伝えるように緊結しなければならない。(具体的な接合部の仕様が規定されていない。)

改正後

○ 筋交い端部と柱・梁との留め付け部及び柱と主要な横架材との接合部について、具体的な金物、釘の本数、打ち付け方等を明確に規定。

■平成12年に明確化した接合部の仕様の例

壁の配置方法の明確化(平成12年)

改正前

○ 木造建築物の壁は、釣り合い良く配置しなければならない。(どのような配置が釣り合いの良いものが具体的に規定されていない。)

改正後

○ 四分割法等により確認することを規定。

■四分割法について

けた行方向、はり間方向それぞれについて①と②のエリアの一方の壁量が他方の1/2以上であることを確認。

・国土交通省社会資本整備審議会建築分科会 第23回建築物等事故・災害対策部会資料

<https://www.mlit.go.jp/common/001155089.pdf>

2. 2016年熊本地震の木造建築物の被害状況

熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書によると、「新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きい。新耐震基準導入以降では、2000年の接合等の基準の明確化以降の木造住宅の被害率が、それ以前（昭和56年基準）の被害率と比較して小さい。」との結果となりました。

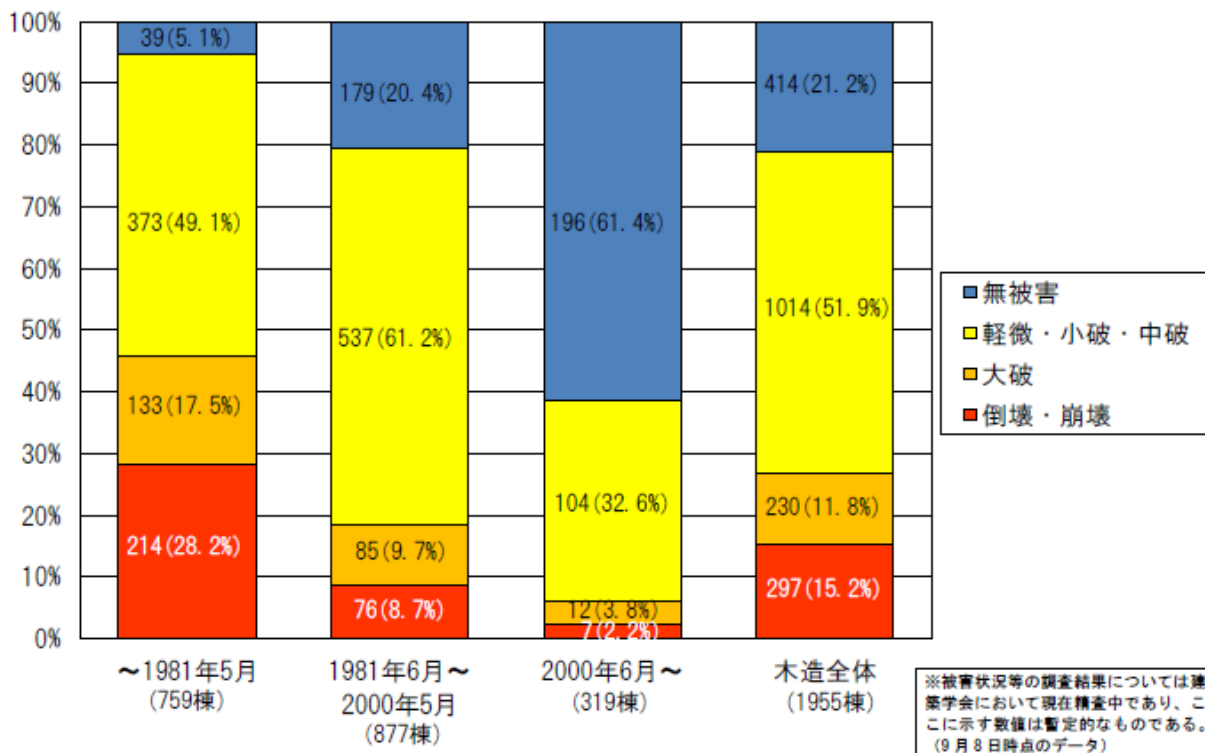


図3 学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況

- 国土交通省社会資本整備審議会建築分科会 第23回建築物等事故・災害対策部会資料

<https://www.mlit.go.jp/common/001147916.pdf>

3. 我が家の耐震状況

国土交通省では、2016年熊本地震において、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された2000年以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が見られたことから、既存の木造住宅について、2000年以前のものを中心に、リフォーム等の機会をとらえ、同年に明確化した仕様に照らして、接合部等の状況を確認することを推奨し、耐震性能検証法について公表しています。

- 国土交通省 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の公表について

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000662.html

また、一般社団法人日本建築防災協会では耐震診断・改修の相談窓口一覧（自治体）を以下のサイトに掲載していますので、お住まいの各自治体の相談窓口へお問合せください。

- 一般社団法人日本建築防災協会 耐震ポータルサイト 住宅・建築物の耐震化に関する支援制度

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/>

4. 地震保険での保険料割引制度の適用状況

損害保険料率算出機構が公表している2019年度の「地震保険割引種類別統計表」によると契約件数約19百万件のうち割引の適用がない契約は約6百万件と約31%を占めています。割引適用のある契約は約69%ですが、免震や耐震性能の高い耐震等級2以上の契約は約6%となっています。

第13表 地震保険 割引種類別統計表 <2019年度>

割引種類	新 契 約			保 有		
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円	
割引あり	免震建築物	26,326	266,943	713,309	63,855	650,640
	耐震等級3	395,805	5,791,026	15,562,624	1,008,000	14,932,791
	耐震等級2	57,654	726,567	2,383,976	148,123	1,904,724
	耐震等級1	108,776	852,314	3,795,307	263,282	2,059,769
	耐震診断	10,461	97,881	618,026	24,915	259,602
	建築年	5,660,128	54,166,946	213,687,221	12,066,486	124,178,069
割引なし	3,251,886	20,621,251	81,583,651	6,166,139	42,119,926	
合 計	9,511,036	82,522,929	318,344,114	19,740,800	186,105,521	

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数を表します。

- ・ 損害保険料率算出機構 火災保険・地震保険の概況（2020年度版）第13表（エクセルデータ）

https://www.giroj.or.jp/publication/outline_k/

現在ご契約の地震保険に保険料の割引が適用されているか、ご自宅の耐震性能に応じた割引となっているのかの確認を行いましょう。ご不明な点がございましたら、ご契約の損害保険会社、または損害保険代理店へお問合せください。

- 一般社団法人日本損害保険協会 損害保険に関する会員各社相談窓口

<https://www.sonpo.or.jp/soudan/reference.html>

- 一般社団法人外国損害保険協会 会員会社一覧

<https://www.fnlia.gr.jp/member>

当社では、国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）の達成に向け今後も取り組んで参ります。



以上

お問合せ先

日本地震再保険株式会社 管理・企画部（企画・広報担当）鹿野広幸

電話 03-3664-6078 F A X 03-3664-6169 Eメール kikaku@nihonjishin.co.jp